令和６年(２０２４年)3月１１日
厚　生　委　員　会　資　料
健康福祉部障害福祉課

（第４１号議案）

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

令和４年６月の児童福祉法改正（令和６年４月１日施行）により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援と医療型児童発達支援との２つの類型が、児童発達支援に一元化された。

これにより、令和６年１月に、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第１５号）においても児童発達支援が一元化された。

また、併せて、子どもの意思の尊重及び最善の利益の追求の観点等から、同基準の一部が改正された（令和６年４月１日施行）。

これに伴い「中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（令和３年中野区条例第４３号）を改正する。

２　主な改正内容

⑴　児童発達支援の一元化等に伴う改正

・改正前の条例における医療型児童発達支援に関する規定を削除する（第６８条から第７８条）。

・改正前の児童発達支援センターの３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分を一元化する（第７条第３項、第１１条第１項及び第３項）。

・児童発達支援において、肢体不自由児に対して治療を行う場合の規定を加える（第５条、第１１条第２項、第２４条第２項）。

⑵　子どもの意思の尊重及び最善の利益の追求の観点等に基づく改正

・子どもの権利保障の観点から、障害児の意思の尊重等に関する規定を加える（第２７条第２項、第２８条第２項及び第５項、第２９条）。

・障害児通所支援事業所の質の評価及び改善の観点から、発達支援の提供においては、障害児の心身の健康等に関する領域を含む総合的な内容としなければならない旨を規定するとともに、事業所の自己評価及び保護者評価の方法を明確化する（第２７条第４項、第６項及び第７項）。

・児童発達支援事業者は、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした児童発達支援の実施に関する計画（児童発達支援プログラム）を策定し、公表しなければならない旨を加える（第２７条の２）。
・児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めなければならない規定を加える（第２７条の３、第２８条第４項）。
・障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内に限らず、他の事業所等の職務に従事することができる規定を加える（第８条第２項）。
・「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」又は「指導」を「支援」に改める（第１０条、第１１条第１項、第３１条第１項他）。

３　新旧対照表

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次　（略） 第１章・第２章　（略） 第３章　削除

肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。	肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
⑿・⒀　（略）	⑿・⒀　（略）
⒁　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第７９条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第９１条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第９９条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第７７条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第１７４条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第１８５条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第１９８条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。	⒁　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第６８条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第７９条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第９１条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第９９条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第７７条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第１７４条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第１８５条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第１９８条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。
２　（略）	２　（略）
（指定障害児通所支援事業者の一般原則）	（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）
第３条　指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第２８条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、こ	第３条　指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第２８条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、

れに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下単に「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じなければならない。

（法第２１条の５の１５第３項第１号の条例で定める者）

第４条　法第２１条の５の１５第３項第１号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援（医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第２章　児童発達支援

第１節　基本方針

第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の

これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下単に「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じなければならない。

（法第２１条の５の１５第３項第１号の条例で定める者）

第４条　法第２１条の５の１５第３項第１号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第６条の２の２第３項に規定する医療型児童発達支援（医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

第２章　児童発達支援

第１節　基本方針

第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の

事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。	事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
第２節　人員に関する基準	第２節　人員に関する基準
第６条　（略）	第６条　（略）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前２項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。	３　前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、看護職員を除く。）を規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　言語聴覚士 ⑵　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） ⑶　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） ４　第２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　看護職員 ⑵　機能訓練担当職員
（管理者）	（管理者）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　管理者は、専ら当該指定児童発達支援	２　管理者は、専ら当該指定児童発達支援

事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。	事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
第９条　（略）	第９条　（略）
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第１０条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第１０条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３　（略）	３　（略）
第１１条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	第１１条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。
２　指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。	
３　第１項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。	２　前項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、主として難聴児を通所させる指定児童発

	達支援事業所又は主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。 ３　第１項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては静養室を、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては聴力検査室を設けなければならない。
４　第１項及び第２項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。	４　第１項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第１２条～第２３条　（略）	第１２条～第２３条　（略）
（通所利用者負担額の受領）	（通所利用者負担額の受領）
第２４条　（略）	第２４条　（略）
２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。 ⑴　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 ⑵　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
３～５　（略）	３～５　（略）
（通所利用者負担額に係る管理）	（通所利用者負担額に係る管理）
第２５条　指定児童発達支援事業者は、通	第２５条　指定児童発達支援事業者は、通

所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。	所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。
（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第２６条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。	（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第２６条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
２　（略）	２　（略）
（指定児童発達支援の取扱方針） 第２７条　指定児童発達支援事業者は、第２８条第１項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	（指定児童発達支援の取扱方針） 第２７条　指定児童発達支援事業者は、次条第１項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	

３　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	２　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
４　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。	
５　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
６　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
７　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	５　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
第２７条の２　指定児童発達支援事業者	

は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第４項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 （障害児の地域社会への参加及び包摂の推進） 第２７条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。	
（児童発達支援計画の作成等） 第２８条　（略） ２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 ３　（略） ４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課	（児童発達支援計画の作成等） 第２８条　（略） ２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 ３　（略） ４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課

題、第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６　（略）	６　（略）
７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第２４条の２６第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を供する者に対し交付しなければならない。	７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
８～１０　（略）	８～１０　（略）
（児童発達支援管理責任者の責務）	（児童発達支援管理責任者の責務）
第２９条　（略）	第２９条　（略）
２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	

第３０条　（略）	第３０条　（略）
（支援）	（指導、訓練等）
第３１条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。	第３１条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
第３２条～第３５条　（略）	第３２条～第３５条　（略）
（通所給付決定保護者に関する中野区への通知）	（通所給付決定保護者に関する中野区への通知）
第３６条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を中野区に通知しなければならない。	第３６条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を中野区に通知しなければならない。
第３７条～第４０条　（略）	第３７条～第４０条　（略）
（定員の遵守）	（定員の遵守）
第４１条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行	第４１条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行

ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
第４２条　（略）	第４２条　（略）
（安全計画の策定等）	（安全計画の策定等）
第４２条の２　（略）	第４２条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
４　（略）	４　（略）
第４２条の３・第４３条　（略）	第４２条の３・第４３条　（略）
（協力医療機関）	（協力医療機関）
第４４条　指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。	第４４条　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。
第４５条～第５０条　（略）	第４５条～第５０条　（略）
（利益供与等の禁止）	（利益供与等の禁止）
第５１条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第５条第１９項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第５１条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　（略）	２　（略）
第５２条～第５６条　（略）	第５２条～第５６条　（略）
第５節　（略）	第５節　（略）
第６節　基準該当児童発達支援に	第６節　基準該当児童発達支援に

関する基準	関する基準
第６１条　（略）	第６１条　（略）
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第６２条　基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第６２条　基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３　（略）	３　（略）
第６３条　（略）	第６３条　（略）
（準用）	（準用）
第６４条　第５条、第８条及び第４節（第１２条、第２４条第１項、第２５条、第２６条第１項、第３２条、第３４条及び第５３条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。	第６４条　第５条、第８条及び第４節（第１２条、第２４条第１項、第２５条、第２６条第１項、第３２条、第３４条及び第５３条第２項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。
第６５条～第６７条　（略）	第６５条～第６７条　（略）
第３章　削除	第３章　医療型児童発達支援
	第１節　基本方針
第６８条から第７８条まで　削除	第６８条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。
	第２節　人員に関する基準
	（従業者の配置の基準）
	第６９条　指定医療型児童発達支援の事業

	を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 ⑵　児童指導員 ⑶　保育士 ⑷　看護職員 ⑸　理学療法士又は作業療法士 ⑹　児童発達支援管理責任者 ２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。 （準用） 第７０条　第８条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第３節　設備に関する基準 （設備） 第７１条　指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ⑵　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ⑶　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ２　指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 ３　第１項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第１号に掲げる設備を除き、併せて設置す

る他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第４節　運営に関する基準

（利用定員）

第７２条　指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

（通所利用者負担額の受領）

第７３条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。

⑴　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

⑵　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき法第２１条の５の２９第２項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

３　指定医療型児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

４　指定医療型児童発達支援事業者は、前３項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

５　指定医療型児童発達支援事業者は、第

３項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第７４条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第２項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する中野区への通知）

第７５条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を中野区に通知しなければならない。

（運営規程）

第７６条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

	⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　利用定員 ⑸　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑹　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。） ⑺　指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項 ⑻　緊急時等における対応方法 ⑼　非常災害対策 ⑽　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑾　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 （情報の提供等） 第７７条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽のもの又は誇大なものでないようにしなければならない。 （準用） 第７８条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）から第３５条まで、第３７条、第３９条から第４３条まで、第４５条から第４９条まで、第５１条から第５４条まで及び第５６条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８

	条」とあるのは「第７６条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第７３条第１項から第３項まで」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第３５条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第４５条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第３号中「第３６条」とあるのは「第７５条」と読み替えるものとする。
第４章　放課後等デイサービス	第４章　放課後等デイサービス
第１節　基本方針	第１節　基本方針
第７９条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。	第７９条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
第２節　（略）	第２節　（略）
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第８２条　指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第８２条　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定するには、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３　（略）	３　（略）
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第８３条・第８４条　（略）	第８３条・第８４条　（略）

（準用） 第８５条　第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項」とあるのは「いう。第８５条において準用する第３８条第６号」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第８４条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８４条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。	（準用） 第８５条　第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項」とあるのは「いう。第８５条において準用する第３８条第６号」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第８４条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第８４条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。
第５節　共生型放課後等デイサービスに関する基準	第５節　共生型放課後等デイサービスに関する基準
（準用） 第８６条　第８条、第９条、第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５９条まで、第７９条及び第８４条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。	（準用） 第８６条　第８条、第９条、第１３条から第２３条まで、第２５条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５９条まで、第７９条及び第８４条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。
第６節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準	第６節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準
第８７条　（略）	第８７条　（略）

（設備及び備品等） 第８８条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　（略） 第８９条　（略） （準用） 第９０条　第８条、第１３条から第２３条まで、第２６条第２項、第２７条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで、第６５条から第６７条まで、第７９条及び第８４条（第１項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。 第５章　居宅訪問型児童発達支援 第１節～第３節　（略） 第４節　運営に関する基準 第９５条～第９７条　（略） （準用） 第９８条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第６項及び第７項を除く。）、第２７条の２、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項及び第５４条から第５６条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用	（設備及び備品等） 第８８条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　（略） 第８９条　（略） （準用） 第９０条　第８条、第１３条から第２３条まで、第２６条第２項、第２７条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで、第６５条から第６７条まで、第７９条及び第８４条（第１項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第４１条中「定員（第１１条第２項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。 第５章　居宅訪問型児童発達支援 第１節～第３節　（略） 第４節　運営に関する基準 第９５条～第９７条　（略） （準用） 第９８条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条から第４７条まで、第４９条、第５１条、第５２条、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで及び第７７条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用す

する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第９６条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第２７条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	る。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第９６条第１項から第３項まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第９６条第２項」と、第２７条第１項、第２８条及び第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。
第６章　保育所等訪問支援	第６章　保育所等訪問支援
第１節～第３節　（略）	第１節～第３節　（略）
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
第１０３条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項を除く。）、第２７条の３、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条、第４５条から第４７条まで、第４９条から第５２条まで、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで及び第９５条から第９７条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第１０３条において準用する第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第１項から第３項ま	第１０３条　第１３条から第２３条まで、第２５条、第２６条、第２７条（第４項及び第５項を除く。）、第２８条から第３１条まで、第３３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条の２、第４２条の３第１項、第４３条、第４５条から第４７条まで、第４９条、第５１条、第５２条、第５３条第１項、第５４条から第５６条まで、第７７条及び第９５条から第９７条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第１３条第１項中「第３８条」とあるのは「第１０３条において準用する第９７条」と、第１７条中「いう。第３８条第６号及び第５３条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第２３条第２項ただし書中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第１項から第３項

で」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第２項」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第２７条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第５号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第７項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第２８条第４項中「第２７条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第４５条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５０条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	まで」と、第２６条第２項中「第２４条第２項」とあるのは「第１０３条において準用する第９６条第２項」と、第２７条第１項及び第２８条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第４５条第１項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第５６条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
第７章　多機能型事業所に関する特例	第７章　多機能型事業所に関する特例
（従業者の配置の基準に関する特例）	（従業者の配置の基準に関する特例）
第１０４条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項及び第２項、第７条、第８０条第１項及び第２項、第９２条並びに第１００条の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支	第１０４条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項及び第２項、第７条、第６９条、第８０条第１項及び第２項、第９２条並びに第１００条の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定

援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第７条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第８０条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第９２条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第１００条中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。	児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第７条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第６９条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第２項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第８０条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第９２条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第１００条中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。
２　（略）	２　（略）
第１０５条・第１０６条　（略）	第１０５条・第１０６条　（略）
第８章　雑則	第８章　雑則
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第１０７条　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６０条、第６４条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）、第１８条（第６０条、第６４条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）	第１０７条　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）、第１８条（第６０条、第６４条、第７８条、第８５条、第８６条、第９０条、第９８条及び第１０３条において準用する場合を含む。）及び次項に規

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 第１０８条　（略） 附　則　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第５１条第１項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。 （経過措置） ２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により一部改正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「新児童福祉法」という。）第２１条の５の３第１項の指定を受けたも	定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 第１０８条　（略） 附　則　（略）

のとみなされているものについては、この条例による改正後の中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。 ３　一部改正法附則第４条第１項の規定により新児童福祉法第２１条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 ４　この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条第３項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第７条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。 ５　この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第７条第３項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 ６　新条例第２７条の２（新条例第６０条、第６４条、第８５条、第８６条、第９０条及び第９８条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和７年３月３１日までの間、第２７条の２中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。	